

市民後見推進事業の概要

| | |
|------|------|
| 市区町名 | 伊勢原市 |
|------|------|

| | |
|---------------------|---|
| 事業区分 | (1) 市民後見人養成のための研修の実施 |
| 委託先及び委託内容 | <p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：伊勢原市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：養成講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修：神奈川県が主催する養成講座に参画・連携して実施 ・ 実践研修：伊勢原市社会福祉協議会に委託して実施 |
| 事業内容 | <p>(研修の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県と連携 基礎研修：神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）【伊勢原会場】 ・ 27 年度実施予定 実践研修：伊勢原市市民後見人養成講座（実践研修） ・ 市民後見人養成講座（基礎研修）「講演会・説明会」の実施 神奈川県を受講説明会に合わせ講演会を実施 (講師) 弁護士 |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>26 年 11 月 講演会・受講説明会実施</p> <p>27 年 3 月 実践研修カリキュラム策定</p> <p>27 年 6 月 実践研修実施 (7 日間)</p> <p>～11 月</p> |
| 備考 | 基礎研修は、神奈川県市民後見人養成講座として、伊勢原市、平塚市の 2 市での合同開催 |

市民後見推進事業の概要

| | |
|------|------|
| 市区町名 | 伊勢原市 |
|------|------|

| | |
|---------------------|---|
| 事業区分 | (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 |
| 委託先及び委託内容 | <p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：伊勢原市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人の育成と市民後見人の支援体制の検討</p> |
| 事業内容 | <p><成年後見事業あり方検討会の開催></p> <p>(構成メンバー)</p> <p>市、市社会福祉協議会、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士、NPO 法人等</p> <p>(検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市成年後見事業の現状と課題 ・ 県内市町村の取組状況の確認 ・ 市が求める市民後見人像と要件 ・ 市民後見人活用のガイドライン ・ 市民後見人育成の方向性、求められるカリキュラム ・ 市民後見人の支援体制の方向性、機能、運営方法 ・ 関係機関との連携、役割分担 ・ 成年後見制度利用支援事業の見直し検討 ・ 後見実施機関設置に向けた具体的な検討 ほか <p>※詳細は別紙報告書を参照</p> |
| 事業スケジュール (予定を含む) | <p>25 年 8 月 H25 年度第 1 回検討会開催 (現状と課題等)</p> <p>25 年 10 月 H25 年度第 2 回検討会開催 (市が求める市民後見人像等)</p> <p>25 年 11 月 H25 年度第 3 回検討会開催 (市民後見人育成カリキュラム等)</p> <p>26 年 2 月 H25 年度第 4 回検討会開催 (検討会報告書のまとめ等)</p> <p>26 年 10 月 H26 年度第 1 回検討会開催 (県内市町村の取組状況等)</p> <p>27 年 1 月 H26 年度第 2 回検討会開催 (養成講座、今後の進め方等)</p> <p>27 年 3 月 H26 年度第 3 回検討会開催 (後見実施機関の具体検討等)</p> |
| 備考 | 後見実施機関の設置に向け、平成 27 年度においても成年後見事業あり方検討会(委託事業)を継続して開催する。 |

平成25年度 伊勢原市成年後見事業あり方検討会報告書

伊勢原市における成年後見制度の基盤整備に向けて

～（仮称）成年後見・権利擁護推進センターの設置と市民後見人の養成～



平成26年2月25日

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

（伊勢原市委託事業）

伊勢原市第5次総合計画中期戦略事業

【 目 次 】

| | | |
|----|--------------------------------|-------|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 国の施策動向 | 2 |
| 3 | 伊勢原市の現状と課題 | 4 |
| 4 | 伊勢原市社会福祉協議会の成年後見・権利擁護事業 | 4 |
| 5 | 市民後見人とは | 5 |
| 6 | 伊勢原市が求める市民後見人像 | 5 |
| 7 | 専門職後見人等と市民後見人の役割分担 | 6 |
| 8 | 市民後見人の活動形態 | 7 |
| 9 | 市民後見人養成の流れ | 8 |
| 10 | 市民後見人養成のカリキュラム | 8 |
| 11 | 市民後見人養成講座修了者のルールづくり | 9 |
| 12 | 市民後見人の報酬 | 9 |
| 13 | 市民後見人の支援体制 | 10 |
| 14 | (仮称) 成年後見・権利擁護推進センターの役割と機能 | 10 |
| 15 | (仮称) 成年後見・権利擁護推進センターの運営体制イメージ図 | 11 |
| 16 | 伊勢原市社会福祉協議会の法人後見事業 | 11 |
| 17 | 関係機関との役割分担 | 12 |
| 18 | 今後の課題 | 12 |
| | 【 資料編 】 | 13~20 |

本文において、下記のとおり表記を統一して記載します。

「後見人」、「保佐人」、「補助人」を「後見人」と表記します。

「被後見人」「被保佐人」「被補助人」を「被後見人」と表記します。

1 はじめに

平成12年4月に介護保険法とともに施行された成年後見制度の利用者は、平成24年12末時点で166,289人となっており、年々、増加しています。

成年後見制度の申立ての動機は、預貯金等の管理・契約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっています。

申立人については、「本人の子」が最も多く全体の36.1%であるものの、市区町村長申立も4,543件で、全体の13.2%を占めており、対前年比約23.5%の増加となっています。

後見人は、親族（配偶者、子、兄弟姉妹等）が選任されたものが全体の48.5%、親族以外の第三者が51.5%で、制度開始以来、初めて親族の後見人を上回っています。（資料編 P.16 参照）

今、地域では、超高齢社会を迎え、親族間の支え合い機能が限界となっています。そこで、住民の力を活かした「新たな地域での支え合い」のしくみづくりが求められており、成年後見制度に関しても、地域福祉を担う一員としての「市民後見人」の活用が期待されています。

伊勢原市においては、**伊勢原市第5次総合計画**（計画期間：平成25年度～平成34年度）において、「高齢者や障害者など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる」ことを目標と定め、「成年後見制度利用促進事業」として成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成が位置付けられています。

また、**第3期伊勢原市地域福祉計画**（計画期間：平成25年度～平成29年度）においても、重点目標の取組として市民が後見人としてその役割を担えるよう市民後見人を育成し、権利擁護を推進すると位置付けられています。

このような経過に基づき、伊勢原市社会福祉協議会は、伊勢原市の委託により「成年後見事業あり方検討会（委員長 内嶋順一氏：横浜弁護士会）」を設置し、伊勢原市における成年後見制度の基盤整備に向けて、（仮称）成年後見・権利擁護推進センター設置及び市民後見人の養成について検討を行いました。

なお、検討にあたっては、神奈川県が神奈川県社会福祉協議会（かながわ成年後見推進センター）に委託し、平成24年5月30日に設置した「市民後見人養成あり方検討会（委員長 上山泰氏：現・新潟大学教授）」の第一次報告書を基に、伊勢原市の地域性を踏まえた検討を行い、その結果について本報告書の取りまとめを行っています。

※参考 神奈川県における市民後見人養成のあり方について（第一次報告）

平成25年3月29日市民後見人養成あり方検討会 発行 http://www.knsyk.jp/s/assist/pdf/25houkoku_kouken_1.pdf

2 国の施策動向

平成23年6月22日介護サービス基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律（平成23年6月22日公布）において、**老人福祉法第32条の2**に「後見等に係る体制の整備等」が新設されました。（平成24年4月1日施行）

また、**知的障害者福祉法**が改正され、第28条の2に市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう「後見等を行う者の推薦等」が新設され（平成25年4月1日施行）、**障害者総合支援法**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）第77条第1項第5号では、障害者に係る後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業が、市町村の地域支援事業に規定されました。（平成25年4月1日施行）

さらに、第183回国会において、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正議案**が可決され、第51条の11の3に「後見等を行う者の推薦等」が新設され、平成26年4月1日施行予定となりました。

このように、後見等に係る体制の整備に向け、各関連法律の改正が進められてきました。

老人福祉法第32条の2（後見等に係る体制の整備等）

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※（審判の請求）第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

知的障害者福祉法第28条の2（後見等を行う者の推薦等）

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適切に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※（審判の請求）第28条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

障害者総合支援法第77条（市町村の地域生活支援事業）第1項第5号

障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3（後見等を行う者の推薦等）

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※（審判の請求）第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

厚生労働省は、平成18年4月施行された**改正介護保険法**において、地域支援事業を創設し、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業」を必須事業化し、成年後見制度利用支援事業を任意事業としました。以降、増加する成年後見ニーズに対応するため、平成23年度からは、さらに成年後見の担い手としての市民の役割を位置付けしつつ、市民後見人の育成と活動支援を推進するための体制整備が進められてきました。

国庫補助事業としては、平成23年度より「**市民後見推進事業**」として、市町村が実施する事業に対し10/10の補助により取組を推進しています。平成23年度は37市町村、平成24年度は87市町村が事業を実施しており、神奈川県では、横浜市と平塚市で実施されています。（「市民後見人養成のための研修」、「市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築」、「市民後見人の適切な活動のための支援」に関する事業が対象）

また、平成25年度から29年度までの計画として策定された「**認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）**」では、「地域での日常生活・家族の支援の強化」として、市民後見人の育成と活動支援を位置付けており、全国すべての市町村（約1,700）で、権利擁護の確保や、市民後見人の育成と活動支援が実施されるよう、その取り組みの強化を図るとしています。

3 伊勢原市の現状と課題

伊勢原市の人口（住基台帳）は99,260人で、うち65才以上の高齢者は21,560人となっています。高齢化率は21.7%で、既に、超高齢社会を迎えています。（資料「統計いせはら」平成25年4月1日現在）

この10年間で高齢化率は7.7%上昇し、高齢者単身世帯は2.25倍（全国平均約1.5倍）、高齢者夫婦世帯は1.9倍（全国平均約2.0倍）となりました。介護保険認定者数については、10年間で2.2倍となっています。

高齢者のうち認知症の有病者数を「認知症の全国有病率推定値（厚生労働科学研究筑波大学朝田教授による）」の15%で推計すると、3,234人が何らかの認知症状を有しているとされ、今後、成年後見制度を活用する可能性のある人数の参考値となります。

障害者については、平成25年4月1日現在、療育手帳の交付者数は594人、精神障害者保健福祉手帳交付者は564人であり、特に、精神障害者保健福祉手帳交付者は、5年間で2倍となっています。

成年後見制度に関する市長申立件数については、平成20年度から平成24年度までに22件（高齢者18人、障害者4人）の申立を行っており、年々増加傾向となっています。後見人の職種等は、行政書士が13人、社会福祉協議会の法人後見が5人、弁護士が4人となっていますが、増加する需要に対し、第三者後見人の不足が課題となっています。

4 伊勢原市社会福祉協議会の成年後見・権利擁護事業

伊勢原市社会福祉協議会では、伊勢原市の要請を受け、平成20年より法人として後見人に就任しています。

また、地域の成年後見・権利擁護関係機関のネットワークづくりを目的として、平成22年度より成年後見関係機関連絡会を設置し、情報共有を行うとともに、成年後見制度や虐待対応に関する事例検討などを踏まえ、関係機関の連携強化に努めています。

相談事業としては、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部の行政書士の協力による成年後見相談会、また、弁護士による高齢者・障害者のための法律相談を月に各1回実施しています。

神奈川県社会福祉協議会の委託により実施している、日常生活自立支援事業については、平成25年6月時点での契約数は、日常的金銭管理契約者が42人、書類預かり契約者が11人となっており、県下（政令市を除く）30市町村のうち2番目に契約者が多い状況となっています。今後、日常生活自立支援事業の利用者が、判断能力が低下し、契約行為が困難となった場合に、速やかに成年後見制度に移行ができる体制づくりが急務となっています。

5 市民後見人とは

伊勢原市において、下記の要件すべてを満たす人を「市民後見人」とします。

- ・ 市民として（親族以外で）、伊勢原市が指定する研修を修了し、後見人としての必要な知識、技術、社会規範、倫理性を備え、後見業務を継続して適切に担うことができる人。
- ・ 伊勢原市又は伊勢原市の委託により運営する（仮称）成年後見・権利擁護推進センターの後見人バンクに市民後見人候補者として登録されたもので、かつ、推薦を受け、家庭裁判所の選任を受けている人。
（家庭裁判所の選任により、法的に認められた権限と責任をもつ）
- ・ 選任後も（仮称）成年後見・権利擁護推進センターの支援を受けながら、被後見人と同じ地域に居住する市民として、地域のネットワークを利用しながら、きめ細かく本人を見守り、地域密着で後見事務を行う人。

6 伊勢原市が求める市民後見人像

- ・ 自発的な社会貢献活動としての善意に加え、法的な責任を認識し、本人の立場に立ち、一人ひとりの人生や生活を支援するために、何が最善であるかを正しく判断することができる人を求めます。

倫理・行動規範 「なすべきこと」と「してはいけないこと」を分別し行動します。

- （1）本人の権利擁護 本人の権利が擁護されるよう、代弁者となり、行動します。
- （2）本人の意思の尊重 本人の言葉にならない思いを含め、意見を良く聴き、本人の意思を尊重します。
- （3）本人の最善の利益 市民後見人の主観的な価値観や一面的な判断を慎み、本人の意思や希望に基づき、本人の立場に立って、誠実に判断します。本人と利害関係のある人とは、距離を保ち、中立公平な立場を守ります。
- （4）本人の心身状況・生活状況への配慮 財産管理のみにならないよう、常に、本人の心身状況や生活状況、環境の変化を見逃さないように見守り、適切な支援が行われるよう行動します。
- （5）守秘義務 個人情報保護の順守に努め、公的な立場であることを自覚します。
- （6）地域福祉のために 地域福祉を担う一員として、本人以外の生活課題を抱えた住民に対しても、必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる街づくりに努めます。

7 専門職後見人等と市民後見人の役割分担

虐待、親族間の財産等の訴訟や親族や近隣との関係調整が必要な事例、債務整理が必要な事例については、専門的な法律知識が必要となることから、弁護士、司法書士、行政書士などの専門職後見人が望ましいと考えられます。

また、保健福祉サービスが未導入な場合や、障害が重度あるいは重複などにより、身上監護に専門性が必要な事例については、社会福祉士や社会福祉協議会の法人後見で対応することが望ましいと考えられます。

よって、市民後見人の業務類型としては、下記の要件を目安としつつ、受任調整会議で個別に判断していくこととします。

【市民後見人の業務類型（受任する事案）】

- ・紛争性が少ないもの
- ・財産が多額ではなく管理しやすいもの
- ・親族に適任となる後見人候補者がいないもの
- ・施設に入所後安定した生活が送れている、または、在宅において安定した生活拠点があり、福祉サービスの利用など行政や関係機関の支援体制が整い、生活の安定性があるもの

なお、障害者の場合は、上記の市民後見人の業務類型に該当したうえ、さらに長期的な支援が必要となる場合もあることから、市民後見人の年齢などを考慮した上で候補者を選考する必要があります。また、障害に対するプライバシーに配慮し、本人の意向を尊重し、法人後見等を選択するなど、候補者の選考については慎重に対応します。

8 市民後見人の活動形態

市民後見人の活動には、下記の活動形態が考えられます。

A型・・・単独後見（個人受任）・バックアップ機関の支援を受け活動

B型・・・複数後見（専門職や法人との複数後見として受任）

C型・・・後見監督人を選任（専門職や法人が後見監督人として就任）して個人受任

D型・・・法人の支援員（法人に雇用され、法人が受任している後見事案の支援者として活動）

各活動類型の長所と課題

A型の場合は、個人受任として後見活動の自立度が高く迅速な対応が可能であるとともに、市民後見人も達成感が得られるという長所があります。ただし、一人で活動することによる負担や法律などの専門知識を補完するため、身近な地域で気軽に相談ができるサポート体制が必要です。

B型の場合は、市民後見人では対応が難しい課題についても相談ができ、相互の役割を生かしながら対応ができる反面、相互の調整に時間を要することや考え方の相違などに課題が生じる可能性があります。

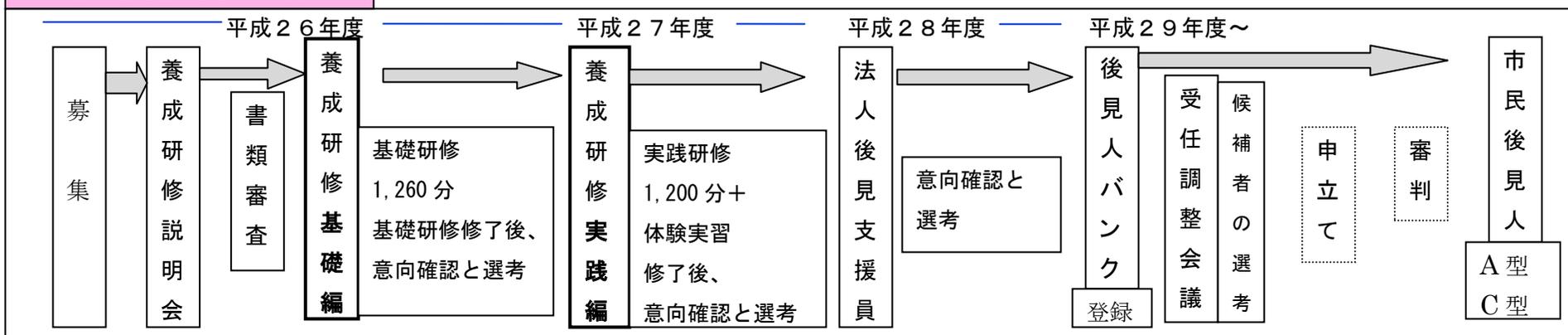
また、伊勢原市の場合は、複数後見として対応が可能となる専門職等の数の確保に課題があります。

C型の場合は、後見監督人の権限をもって市民後見人を管理・監督することが可能であり、市民後見人の相談体制についても被後見人の詳細な個人情報の共有も可能となり、安心して活動ができる体制となりますが、被後見人にとって、後見人と後見監督人双方に報酬の支払いが必要となることや、後見監督人となる（社会福祉協議会等）の業務量拡大に伴う人員体制の整備が必要となります。

D型の場合は、法人の支援員として活動することから、法人との雇用契約に基づき臨時職員としての位置づけとして、業務に従事することとなります。よって、純粋な市民後見人の定義には齟齬が生じる可能性もありますが、市民後見人養成研修修了者が、知識や技術を身につけるひとつのステップとしては、重要な機会となると想定されます。

- 伊勢原市においては、当面の間、D型からスタートすることとし、市民後見人養成研修（基礎編・実践編）修了者のうち適性を審査、選考したうえで、社会福祉協議会の法人後見事業の支援員（登録型の臨時職員）として雇用する形態とします。その後、一定の経験を踏まえ、後見人バンクに登録を希望される方の選考を行い、市民後見人候補者として登録を行います。申立てを行う際は、各専門職等で構成する受任調整会議で適性を審査、選考し、市民後見人を候補者として申立てを行います。いずれの活動類型となるかは、家庭裁判所の審判に基づきますが、いずれにも対応できる、資質の高い市民後見人の養成とバックアップ体制の構築を目指していきます。

9 市民後見人養成の流れ



10 市民後見人養成のカリキュラム

市民後見人養成のカリキュラムは、厚生労働省が示す「市民後見人養成のための基本カリキュラム」を基本として実施します。

ただし、伊勢原市の場合、市民後見人養成講座修了後、ただちに単独で後見人として就任するものではなく、法人後見事業の支援員として守秘義務の課された雇用契約のもとで一定期間の実務研修を重ねることが可能となっています。よって、被後見人のプライバシーに配慮が必要となる同行実習については省略、又は被後見人と直接面談しない方法を代用し、法人後見事業の支援員の活動のなかで習得することとします。

また、書類作成等の演習についても実習用の模擬的な事案を代用し、実際の被後見人の記録の閲覧は控えることが望ましいと考えられます。

一方、市民後見人は地域福祉の担い手であり、被後見人の地域生活を支える立場であるという点から、「ミニサロン等の地域活動の場の見学」や「民生委員など地域の関係機関の役割の理解」についての講座を加えるなど、被後見人の地域生活を支える立場として必要な知識を加えます。

※省略する科目の例 成年後見人の同行訪問

※追加する科目の例 ミニサロン等の地域活動の場の見学実習、関係機関との連携（民生委員の役割、介護支援専門員など在宅福祉を支える専門職の役割等）

11 市民後見人養成講座修了者のルールづくり

市民後見人養成講座の修了証の悪用を防止するためには、市民後見人候補者の推薦のしくみについて、家庭裁判所と十分に協議を行う必要があるとあります。（公的機関のバックアップを受けずに市民後見人養成講座修了者が後見人に就任することを防ぎます。）

例えば、(仮称)成年後見・権利擁護推進センターの推薦を受けず、後見人候補者として申立てが行われることを防ぐために、家庭裁判所と適切な連携を行う必要があります。

同時に、後見バンクに登録された市民後見人についても、「親族以外の後見人候補にならない」などの誓約書の作成が必要であると考えられます。

また、現在、NPO や大学などでも、市民後見人養成講座が開催されていますが、伊勢原市の場合は、社会福祉協議会の法人後見事業の支援員を経て、市民後見人として活動を行うことを前提としていることから、当面の間、後見人バンクに登録する市民後見人は、伊勢原市が実施する、市民後見人養成講座修了者に限定します。

12 市民後見人の報酬

市民後見人の活動は、社会貢献活動であるとともに、本人意思を尊重しながら法律行為を代理する重大な責任を有しています。その責任に対する評価の形として、基本的には報酬付与申立は妨げないこととします。

具体的な報酬額は、被後見人の財産額を基礎に、個別の案件に応じ、家庭裁判所が決定することとされていますが、被後見人の入院などの不測の事態に備え、一定額の預貯金を確保するため、報酬の請求に条件を設けることや、生活保護受給者など、受任当初より後見報酬が見込めない事案も市民後見人の活動対象となる場合があります。

現在、伊勢原市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱（成年後見制度利用支援事業）に規定する後見報酬の助成制度については、市長申立てであることが要件となっているため、費用負担が困難なことから制度が利用できないということが生じないよう、助成制度の充実についても、今後の検討課題となります。

[県内成年後見制度利用支援事業の状況]

報酬助成を行っている市町村：33市町村のうち29市町村

報酬助成の対象：市長申立てに限定→18市町村　市長申立て以外も対象→11市町村

13 市民後見人の支援体制

市民後見人の業務は、民法上、専門職後見人と同様の責務があり、法律や福祉制度など多様な知識や対人援助技術が求められます。また、受任当初は、比較的困難性の低い事案を担当することとしても、被後見人の心身の状況や財産の状況に大きな変化が生じ、困難性の高い事案に変化する可能性があります。

このような状況から、市民後見人の活動を常時バックアップする組織的な支援体制は不可欠となります。

平成24年3月27日付厚生労働省老健局高齢支援課認知症・虐待防止対策推進室による「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」通知では、「市民後見人として家庭裁判所から選任を受けるためには、その活動を支援することが必要であることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）の設置を検討することが必要です。」とし、また、「推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を必須とすることが重要です。」と明記されています。

14 (仮称) 成年後見・権利擁護推進センターの役割と機能

(仮称) 成年後見・権利擁護推進センターは、伊勢原市が設置（委託も可）し、成年後見制度のワンストップセンターとして、相談、ケース検討、親族申立ての手続きや書類作成支援を行います。市民後見人の活用については、養成研修の実施、研修修了者の登録・管理、申立てに係る候補者の選考及び後見活動のバックアップ機関としての役割を担います。

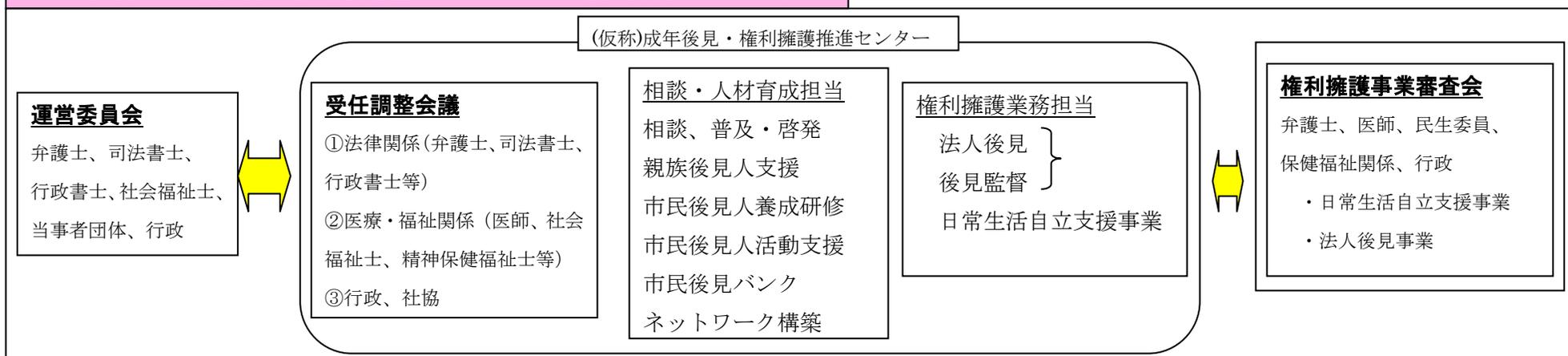
また、法人後見事業として、「後見人」と「後見監督人」としての役割を担います。

運営に関して必要な事項は、運営委員会を設置し、実施する事業の企画、運営方針等を決定します。

伊勢原市の成年後見推進のシンボルとして、新たに(仮称)成年後見・権利擁護推進センターの看板を掲げることにより、住民にわかりやすい相談窓口としての体制を整備していきます。

| | | | |
|-------------|-----------------------------|-----------|---|
| 相談窓口 | 一般相談（職員による相談） 専門相談（弁護士等） | 市民後見人養成 | 養成講座の実施（基礎編、実践編） 選考（養成講座受講者、市民後見人バンク登録等） |
| 普及・啓発 | 講演会、出前講座、広報等 | 市民後見人活動支援 | 日常活動支援、現任研修、懇談会 関係機関との調整、貸金庫・保険の対応 |
| 申立て支援 | 本人、親族申立て書類作成支援 | 市民後見人バンク | 養成研修修了者の登録・管理 |
| 親族後見人活動支援 | 書類作成支援等 | 受任調整会議 | 市民後見人候補者の選考 |
| ケース検討 | 権利擁護事例について対応方法の検討等 | 後見業務 | 後見人・後見監督 |
| 地域のネットワーク形成 | 関係機関とのネットワークづくり | | |

15 (仮称) 成年後見・権利擁護推進センターの運営体制イメージ図



16 伊勢原市社会福祉協議会の法人後見事業

伊勢原市社会福祉協議会の法人後見事業は、事業開始から6年が経過しようとしています。

現在、法人後見事業の対象は、市長申立てで、かつ、他の第三者後見人の受任が困難な事案を受任しています。

市長申立ては、「申立てを行う親族がない（又は疎遠）」「親族からの虐待」などの理由で手続きを行っていますが、社会福祉協議会の法人後見事業は、特に、後見報酬の支払いが困難な方でも成年後見を必要な時に活用できるセーフティネットの役割を担ってきました。

近年、成年後見制度を必要とする人の社会環境は変化し、後見人候補者となる親族の高齢化などを理由として、「親族が申立することは可能であるが後見人には就任できない」という状況が増加しつつあり、新たに、法人後見事業の対応が求められています。

また、障害者の家族などからは、「親亡きあと、社会福祉協議会が法人後見として支援してほしい」という声も寄せられています。

成年後見事業あり方検討会においても、地域福祉を推進する立場から、制度の狭間を救う社会福祉協議会法人後見事業の役割は重要であり、今後は、市長申立て以外の申立て案件についても、受任していく必要があるとの見解が示されました。

このような背景から、理事会及び法人後見事業審査会での協議と同意を経て、平成26年4月より、必要に応じ市長申立て以外の事案を受任していく予定としています。

伊勢原市第5次総合計画中期戦略事業プランのもと、伊勢原市社会福祉協議会は、市民後見人を育成・養成する事業主体として、市民後見人、専門職後見人及び親族後見人と連携を図り、法人後見事業を核とした成年後見制度の基盤を整備する役割を果たしていきます。

[神奈川県内の法人後見事業の実施状況]

| 市町村名 | 事業開始年度 | 対 象 |
|--------|--------|-----------|
| 横浜市社協 | 平成12年度 | 市長申立て以外も可 |
| 川崎市社協 | 平成13年度 | 市長申立て以外も可 |
| 厚木市社協 | 平成13年度 | 市長申立てに限定 |
| 海老名市社協 | 平成15年度 | 市長申立てに限定 |
| 秦野市社協 | 平成21年度 | 市長申立てに限定 |
| 相模原市社協 | 平成22年度 | 市長申立て以外も可 |

| 市町村名 | 事業開始年度 | 対 象 |
|--------|--------|-----------|
| 綾瀬市社協 | 平成23年度 | 市長申立て以外も可 |
| 三浦市社協 | 平成23年度 | 市長申立てに限定 |
| 平塚市社協 | 平成24年度 | 市長申立て以外も可 |
| 藤沢市社協 | 平成25年度 | 市長申立て以外も可 |
| 南足柄市社協 | 平成25年度 | 市長申立て以外も可 |
| 逗子市社協 | 平成25年度 | 市長申立て以外も可 |

17 関係機関との役割分担

成年後見制度の基盤を整備していくためには、関係機関が役割を分担して推進していくことが必要です。

既存の相談窓口である、「地域包括支援センター」「障害相談支援事業所」は身近な地域の「第1次相談機関」として、成年後見制度の概要説明などの初期相談や予防の視点でのアウトリーチを進めて行く必要があります。

また、行政は、市民後見人養成や活動支援の実施責任者として、基盤整備のための財源の確保や行政内部の推進体制を構築していく必要があります。

(仮称)成年後見・権利擁護推進センターは、「第2次相談機関」として、各専門職等のバックアップのもと、専門性の高い相談体制を構築し、成年後見制度の基盤を整備していく役割を担います。

さらに、神奈川県が神奈川県社会福祉協議会に委託している、「かながわ権利擁護相談センター」及び「かながわ成年後見推進センター」は、「第3次相談機関」として、地域の相談機関で解決が困難な事案について高度な専門性により支援する役割や第2次相談機関従事者の研修、また、横浜家庭裁判所や各専門職団体等との広域的な連携の要となることが期待されます。

18 今後の課題

市民後見人の養成については、全国で先進的な推進モデルがありますが、地域性により取組方針は大きく異なります。

今回、成年後見事業あり方検討会では、成年後見制度の基盤整備に向けたアウトラインを示しましたが、詳細については、引き続き検討を行い、伊勢原市の実情に合ったしくみを構築していく必要があります。

また、成年後見制度の基盤が整備されたとしても、成年後見制度で賄うことができない、様々な課題が残されています。

例えば、施設入所や入院時には、ほとんどの場合、習慣的に身元保証人が求められることが現状です。

さらに、金銭管理が困難な高齢者や障害者に対して、日常生活自立支援事業の契約や後見人が就任するまでの間、どこが(誰が)その間の金銭管理を行うのが課題となっています。

一部の地域で実践されている「新たな保証制度」や、行政の委託による「緊急事務管理」のしくみなど、先進的な取り組みの情報収集を行いながら検討していく必要があります。

【資料編】

■成年後見事業あり方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障害者の権利を擁護し、地域での生活を支えるしくみを構築することを目的として、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の法人後見事業及び市民後見人養成等のあり方について検討する「成年後見事業あり方検討会」（以下「検討会」という。）の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市社協法人後見事業のあり方（受任範囲等）に関する事
- (2) 市民後見人の養成等に関する事
- (3) 成年後見制度の利用を促進するための拠点機能に関する事
- (4) その他成年後見事業に関する必要な事項

(組織)

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、当事者団体、行政のうち市社協会長が委嘱する12名以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、市社協地域福祉担当において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、検討会の同意を得て委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年6月14日から施行する。
- 2 この要綱により新たに委嘱される委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成26年3月31日までとする。

■成年後見事業あり方検討会委員名簿

| 氏名 | 所属(職種)等 | 備考 |
|--------|-------------------------------------|------|
| 内嶋 順一 | 横浜弁護士会(弁護士) | 委員長 |
| 田中 晃 | 社団法人神奈川県社会福祉士会(社会福祉士) | 副委員長 |
| 二見 吉明 | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部(司法書士) | |
| 塚本 富男 | 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部(行政書士) | |
| 長谷川 幸子 | NPO 法人伊勢原市手をつなぐ育成会 | |
| 平尾 雅子 | NPO 法人精神障害者家族会こだま会 | |
| 坂間 敦 | 伊勢原市役所(保健福祉部長) | |
| オブザーバー | | |
| 中田 栄二 | かながわ成年後見推進センター | |

■成年後見事業あり方検討会 開催経過

| 開催回 | 開催年月日 | 検討内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成25年8月19日 | 成年後見制度を取り巻く現状と課題 伊勢原市の現状と今後の方向性 社協法人後見事業の現状と課題 |
| 第2回 | 平成25年10月4日 | 伊勢原市が求める市民後見人像 市民後見人活用のガイドライン 市民後見人の要件 成年後見実施機関 |
| 第3回 | 平成25年11月28日 | 第2回までの協議内容のまとめと報告書（素案） 市民後見人養成講座のカリキュラム及び修了者のルール 市民後見人の報酬 市民後見人の支援体制と（仮称）成年後見・権利擁護推進センターの機能と運営体制 法人後見事業 関係機関との役割分担 残された課題 |
| 第4回 | 平成26年2月25日 | 成年後見事業あり方検討会協議内容のまとめ 成年後見事業あり方検討会報告書（原案） |

※横浜家庭裁判所との調整・協議

横浜家庭裁判所小田原支部 平成25年7月16日

横浜家庭裁判所（本庁） 平成25年12月11日、平成26年2月21日

■ 成年後見関係データ（全国）

最高家庭裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」より

※平成12年～18年までは4月～3月、平成21年以降は1月～12月実績

・ 成年後見申立件数の推移

（単位＝件）

| | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見監督人選任 | 合計 |
|-------|--------|-------|-------|-----------|--------|
| 平成12年 | 7,451 | 884 | 621 | 51 | 9,007 |
| 平成15年 | 14,462 | 1,627 | 805 | 192 | 17,086 |
| 平成18年 | 29,380 | 2,030 | 859 | 360 | 32,629 |
| 平成21年 | 22,983 | 2,837 | 1,043 | 534 | 27,397 |
| 平成24年 | 28,472 | 4,268 | 1,264 | 685 | 34,689 |

・ 申立人と本人との関係

（単位＝件）

| | 本人 | 配偶者 | 親 | 子 | 兄弟 姉妹 | その他 親族 | 市長 申立 | 法定 後見人等 | 任意 後見人等 | 検察官 |
|-------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|----------|------------|------------|-----|
| 平成21年 | 1,612 | 2,463 | 1,882 | 10,679 | 3,996 | 3,861 | 2,471 | 163 | 367 | 4 |
| 平成24年 | 2,672 | 2,424 | 2,010 | 12,383 | 4,791 | 4,772 | 4,543 | 284 | 461 | 2 |

・ 後見人と本人との関係

（単位＝件）

| | 配偶者 | 親 | 子 | 兄弟 姉妹 | その他 親族 | 弁護士 | 司法 書士 | 社会 福祉士 | 社会福祉 協議会 | その他 法人 | 行政 書士 | その他 |
|-------|-------|-------|-------|----------|-----------|-------|----------|-----------|-------------|-----------|----------|-----|
| 平成21年 | 1,765 | 1,308 | 7,969 | 2,523 | 2,824 | 2,358 | 3,517 | 2,078 | 682 | | 784 | |
| 平成24年 | 1,401 | 1,198 | 8,158 | 2,315 | 2,589 | 4,613 | 6,382 | 3,119 | 402 | 877 | 829 | 380 |

・ 市長申立ての推移

（単位＝件）

| 平成12年 | 平成15年 | 平成18年 | 平成21年 | 平成24年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 23 | 437 | 1,033 | 2,471 | 4,543 |

■神奈川県の場合 (横浜家庭裁判所管内)

・市長申立件数 (単位=件)

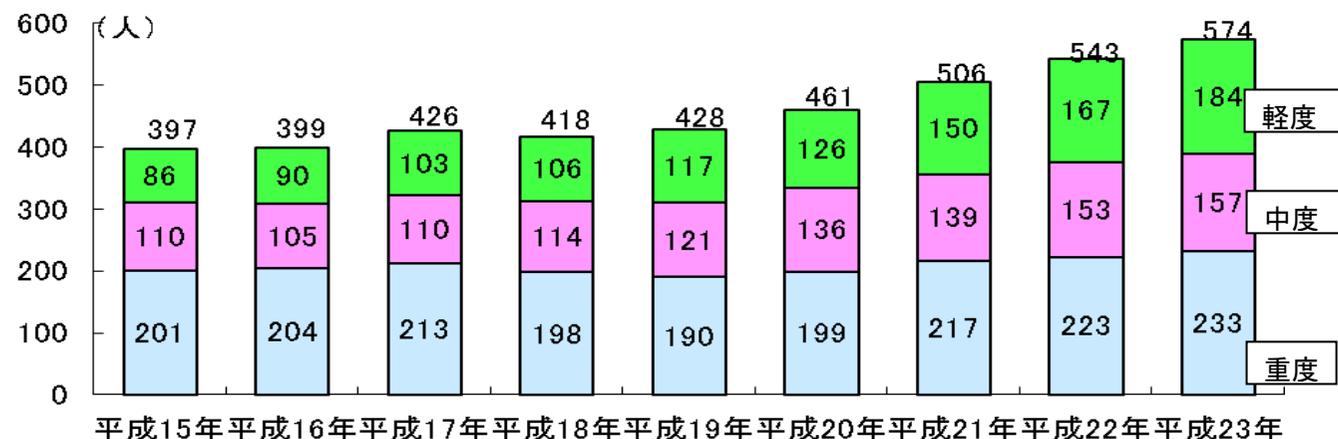
| 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 193 | 250 | 273 | 380 | 469 |

・市民後見人養成の状況 平成25年4月現在

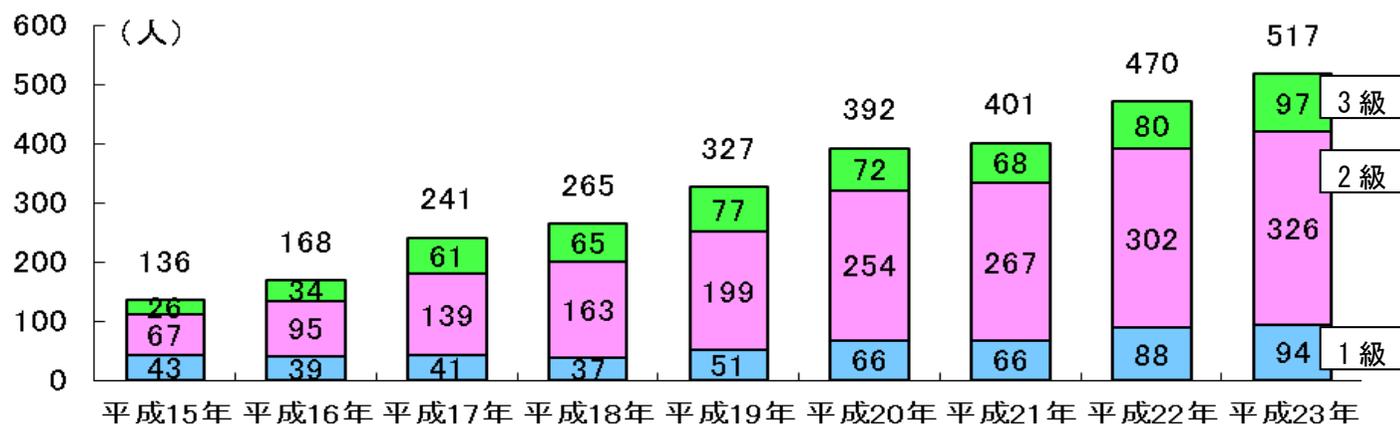
| 市町村名 | 事業開始年度 | 備考 |
|------|--------|-----------------|
| 横須賀市 | 平成19年度 | 専門職との複数後見 |
| 鎌倉市 | 平成21年度 | |
| 横浜市 | 平成24年度 | 市内3区を対象としてモデル実施 |
| 平塚市 | 平成24年度 | |
| 川崎市 | 平成25年度 | |
| 厚木市 | 平成25年度 | |

■伊勢原市の状況

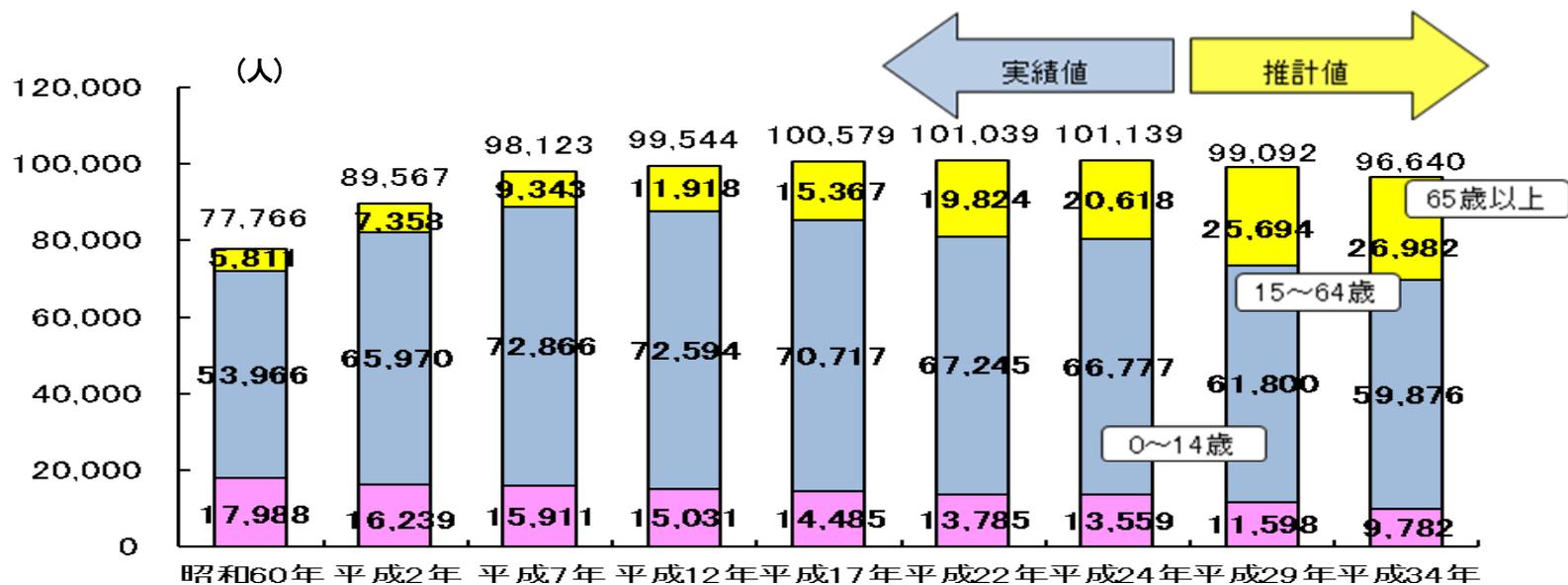
・療育手帳取得者数 統計いせはらより



・精神障害者保健福祉手帳取得者数 統計いせはらより



・高齢者数 国勢調査（昭和60年～平成22年）、神奈川県年齢別人口統計（平成24年）、第5次伊勢原市総合計画策定時推計人口（平成29年～）より



・高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の変化

国勢調査より

(単位＝世帯)

| | 総世帯数 | 65歳以上親族の いる世帯数 | 高齢単身世帯数 | 65歳以上親族の いる世帯に占める 高齢単身世帯 | 高齢夫婦世帯数 | 65歳以上親族の いる世帯に占める 高齢夫婦世帯 |
|-------|--------|-------------------|---------|--------------------------------|---------|--------------------------------|
| 昭和60年 | 24,128 | 4,267 | 283 | 6.6% | 579 | 16.3% |
| 平成2年 | 30,530 | 5,186 | 463 | 8.9% | 885 | 17.1% |
| 平成7年 | 35,560 | 6,547 | 762 | 11.6% | 1,357 | 20.7% |
| 平成12年 | 37,761 | 8,124 | 1,182 | 14.5% | 2,059 | 25.3% |
| 平成17年 | 39,849 | 10,359 | 1,798 | 17.4% | 2,883 | 27.8% |
| 平成22年 | 41,184 | 12,961 | 2,654 | 20.5% | 3,920 | 30.2% |

・市長申立て件数

(単位＝件)

| 年度 対象者 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知症高齢者 | 1 | 2 | 3 | 6 | 6 | 1 |
| 知的障害者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 4 | 3 | 6 | 8 | 1 |

*平成25年度は10月末現在の状況

・市長申立て案件における後見人就任の状況

(単位=件)

| 年度 後見人等 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 弁護士 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 行政書士 | 0 | 2 | 1 | 5 | 5 | 0 |
| 社会福祉協議会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 合計 | 1 | 4 | 3 | 6 | 8 | 1 |

*平成25年度は、10月末現在の状況

・成年後見制度利用支援事業(後見人等の報酬助成)

助成対象者

市長申立てで下記のいずれかに該当するもの

- ・生活保護受給者
- ・成年後見制度を利用するために活用できる本人の適当な資産がないもの(100万円以下の預貯金を除く)

助成額

報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、在宅の場合は月額28,000円、施設入所の場合は月額18,000円を上限

実績

平成24年度実績 高齢者3人 障害者0人

平成25年度 伊勢原市成年後見事業あり方検討会報告書
伊勢原市における成年後見制度の基盤整備に向けて
～（仮称）成年後見・権利擁護推進センターの設置と市民後見人の養成～

成年後見事業あり方検討会 平成26年2月

事務局：社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会地域福祉担当
伊勢原市保健福祉部福祉総務課



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン